

## 茨城県特別職報酬等審議会関係例規

### ○ 茨城県行政組織条例（抄）

（設置及び担任事項）

第22条 知事（教育委員会の付属機関にあつては、教育委員会。以下この章（第26条の2第1項を除く。）において同じ。）の求めに応じ、調停、審査、審議、調査等を行うため、県に別表の左欄に掲げる付属機関を置く。

2 付属機関の担任事項は、それぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。

（委員及び臨時委員の設置）

第23条 付属機関に委員を置く。

2 臨時又は特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員の任命、任期等）

第24条 委員及び臨時委員は、関係公務員、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、茨城県特別職報酬等審議会の委員は、当該諮問事項に係る答申を終えたときをもつて解任されるものとする。

3 换算委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該臨時又は特別の事項の調査審議等が終了したときは、その職を失うものとする。当該付属機関の他の委員の任期が満了したときも、また同様とする。

5 前3項の規定にかかわらず、学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員及び臨時委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

6 委員の定数が増加したため新たに就任した委員の任期は、当該付属機関の他の委員の任期満了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第25条 付属機関に委員長及び副委員長各1人を置く。ただし、付属機関において、必要があるときは、副委員長の定数を増加することができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統理し、付属機関を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第26条 付属機関の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決する。

（茨城県情報公開・個人情報保護審査会における合議体による審査等）

第26条の2 茨城県情報公開・個人情報保護審査会は、規則で定める場合を除き、知事が指名する一部の委員をもつて構成する合議体で、その担任事項を処理することができる。

2 前項の合議体の組織及び運営については、規則で定める。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、委員の定数その他必要な事項は、知事が定める。

別表（第22条）

1 知事の付属機関

附 属 機 関 名	担 任 事 項
茨城県特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定について審議すること。

## ○ 茨城県特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第27条の規定に基づき、茨城県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数等を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱範囲)

第3条 委員は、学識経験を有する者、県の区域内の公共的団体等の代表者その他県民のうちから、知事が委嘱する。

(幹事)

第4条 審議会に幹事若干人をおく。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、委員を補佐する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。